



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 セントラル硝子株式会社
代表者名 代表取締役 皿澤 修一
社長執行役員
(コード 4044 東証・大証 第一部)
問合せ先 経営管理室長 河部守弘
(TEL. 03-3259-7062)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下、「旧対応方針」といいます。）の導入を決定の上、同日付でプレスリリースを公表し、その後、同年 6 月 29 日開催の当社第 96 回定時株主総会において、旧対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得て承認可決して頂きました。その後、引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の施行・改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）をより一層確保し、向上させるための取組みとして、旧対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第 118 条第 3 号ロ(2)に定義されるものをいいます。）の一つとして、同年 6 月 27 日開催予定の当社第 99 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時に有効期間が満了する旧対応方針に替えて、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議を行い、併せて本対応方針の導入に関する議案を本定時株主総会に提出することを決定しましたので、お知らせいたします。

本対応方針の導入は、当社取締役会において、社外取締役 1 名を含む当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、かかる当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られることを条件に効力を生じるものとしますが、本定時株主総会において、上記議案につき、株主の皆様の承認が得られなかった場合には、本対応方針の導入は行わず、且つ旧対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了するものとします。

なお、会社法、金融商品取引法その他の法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等

を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じとします。) があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

また、本対応方針の内容につき、旧対応方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ・ 大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための期間（追加情報提供期間）を限定することといたしました（下記 3.(2)(c)参照）。
- ・ 当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（取締役会評価期間）の延長回数が一度に限定される旨を明記いたしました（下記 3.(2)(d)参照）。
- ・ 旧対応方針においては、当社の社外取締役 1 名及び社外監査役 3 名が特別委員会の委員に選任されておりましたが、本対応方針においては、旧対応方針の特別委員会の委員であった社外取締役 1 名及び社外監査役 1 名を改めて特別委員会の委員に選任し、さらに、本定時株主総会において選任に関する議案を新たにお諮りする社外取締役候補者 1 名及び社外監査役候補者 2 名についても、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得て社外取締役及び社外監査役に選任されることを条件として、新たに特別委員会の委員として選任する予定です（下記 3.(2)(e)参照）。

また、当社は、旧対応方針に関連して、機動的に新株予約権を発行することができるよう新株予約権の発行登録を行っておりましたが、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案について株主の皆様の承認が得られた場合には、新たに本新株予約権に係る発行登録を行う予定です。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。したがって、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記 3.(2)(a)に定義されます。以下同じとします。）の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの、③当社取締役会が、大規模買付者（下記 3.(1)に定義されます。以下同じとします。）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要となる期間を与えないも

の、④株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成品事業から構成されており、当社の経営には、昭和 11 年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進め、基幹事業における構造改革を推進するとともに、研究開発及び技術開発を強化し、成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企业文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を策定いたしました。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(1)の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記(2)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 1.の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、品質重視を基本とし、常に信頼される製品を提供し続けることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の安定化を図るとともに、高機能、高付加価値製品分野の拡充による一層の「ファイン化」と「環境対応・省エネルギー対応」を通じてグローバルでの収益力の向上と財務体質の強化を実現することにより、企業価値を増大させることを基本方針としております。

この方針のもと、生産販売体制の強化と原価低減の推進等、経営全般にわたる効率を高め、企業体質の変革を図るとともに研究開発力の強化と成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。

また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

(b) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、企業価値の向上を目的として、平成 23 年度を初年度とする 5 カ年の中期経営計画を策定しておりますが、その基本方針は以下のとおりです。

- ① 環境・エネルギー、電子関連事業、海外事業等への経営資源の重点投入による成長の実現
- ② 国内ガラス事業等、基盤事業の収益改善
- ③ 10 年先をも睨んだ研究開発体制の大幅な強化
- ④ グループ経営の基盤強化（内部統制体制、情報システムの適切な整備・運用、IFRS 対応等）

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

(a) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

(b) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、平成 16 年 6 月 29 日開催の当社第 90 回定時株主総会終結後に執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担っております。

そして、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、平成 20 年 4 月 21 日開催の取締役会において、反社会的勢力の排除を内容とする一部改正、平成 21 年 4 月 23 日開催の取締役会において、内部情報管理及び内部者取引規則並びに財務報告に係る内部統制体制及び財務報告リスク評価委員会の設置に関する一部改正、平成 22 年 4 月 26 日開催の取締役会において、社外取締役の選任、内部通報制度の拡充、コンプライアンス推進委員会の設置に関する一部改正、平成 24 年 4 月 23 日開催の取締役会において、秘密情報の適正な管理体制及

び契約時における暴力団関係者に対する措置に関する一部改正を行っております。

金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、平成 18 年度より、当社グループを対象として整備を進め、平成 20 年 4 月から運用を開始するとともに、当社の監査部が、監査法人及び監査役と必要に応じて協議の上、評価を実施しております。また、平成 21 年 2 月に財務報告リスク評価委員会規程を制定した上で、同委員会を設置し、同委員会は、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保するための活動を行っております。

また、当社は、当社の利害関係者に対して誠実な企業活動を行うための行動規範として「セントラル硝子グループ行動規範」を制定し、当社の関係会社を含めて全社的に規範の実践を推進しております。

具体的な整備状況としては、平成 21 年 11 月にコンプライアンス推進委員会を設置し、取締役、執行役員、監査役、使用人及び当社企業集団に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、その理解と周知徹底を図っております。

そして、特に重要と認められるコンプライアンスやリスクに関しては、これらに対応する独占禁止法遵守推進委員会、環境安全推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会等を組織横断的に設置し、各専門テーマに関する審議・調査・指導・啓蒙活動を行うとともに、各事業部門がそれぞれの部門に応じたリスク管理を行っております。

平成 21 年 11 月には内部通報制度を拡充し、従来からの社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも通報窓口を設置する等、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

平成 23 年 10 月には、営業秘密管理規程及び営業秘密管理基準の制定、文書保存管理規程の改正、入社時及び役員就任時等の差入契約書の改定等により、秘密情報保管管理の周知徹底を図っております。

平成 24 年 2 月には、新規及び更新する契約書において、契約当事者が暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等と関係を有しないことを現在及び将来に亘って確約するとともに、かかる確約に違反していることが判明した場合には何らの催告をせずに契約を解除することができる旨の条項を、原則として設けることとしたしました。

その他、新たなリスクが生じた場合、又は生じる可能性がある場合には、速やかに対応責任者となる執行役員を定めることとしております。

取締役会は、隨時、担当執行役員及び各委員会から報告を受け又は報告を求めるこにより、リスクの把握に努め、必要な対策を講じることとしております。また、利害関係者に対して、適時・適切な情報開示を行っております。

3. 本対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本対応方針導入の目的について

当社は、上記 1.のとおり、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かや、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様の意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切なご判断を行って頂くためには、その前提として、上記 1.(2)のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えております。そして、大規模買付者による当社株式の取得が当社の企業価値やその価値を生み出している源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切に判断されるためには、当社固有の事業特性及び当社グループの歴史を十分に理解している当社取締役会から提供される情報、並びに、当該大規模買付者による当社株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会から提示される代替案を踏まえて頂くことが必要であると考えております。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な期間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記 1.の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者及びその共同保有者・特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同又は協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下、総称して「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針の導入が必要であるとの結論に達しました。

本対応方針の導入に際しましては、株主の皆様の意思を確認することが望ましいため、本定時株主総会において、本対応方針の導入につき株主の皆様の意思を確認させて頂く予定です。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成 25 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、(別紙 1) のとおりです。

(2) 本対応方針の内容について

本対応方針に関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは(別紙 2)のとおりですが、本対応方針の具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合に、本対応方針に基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注 1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注 2）が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 3）
- ② 当社が発行者である株券等（注 4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注 5）とその特別関係者（注 6）の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注 8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 9）を樹立する行為（注 10）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります。）

（注 1） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注 2） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、並びに、(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイ

ザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注 3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注 4) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注 5) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注 6) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注 7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注 8) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注 9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注 10) 本③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、別途当社の定める書式により、本対応方針に定める手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従うことを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者による署名又は記名押印のなされた書面（大規模買付者が法人又は組合の場合には、当該大規模買付者の代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書）（以下、総称して「意向表明書」といいます。）をご提出頂くこととします。意向表明書のご提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足りる書面（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付して頂きます。当社代表取締役社長執行役員は、かかる意向表明書及び添付書面を受領いたしましたら、直ちにこれを当社取締役会に提出し、当社取締役会はこれを特別委員会委員に速やかに提出いたします。

意向表明書には、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店・事務所等の所在地、設立準備法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、企図する大規模買付行為の概要等も記載して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

上記(b)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から 10 営業日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。）（初日不算入）以内に、当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(b)の意向表明書に記載の日本国内における連絡先に発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。なお、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該

大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下、「意見形成」といいます。）、若しくは代替案を立案して（以下、「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記(f)アに定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための合理的な期間（大規模買付情報リストを発送した日から 60 日以内（初日不算入））とします。以下、「追加情報提供期間」といいます。）を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を隨時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、この場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、合理的な理由なく追加情報の提供を要求しないものとします。なお、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めることとします。

また、当社取締役会が、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合、又は追加情報提供期間が満了した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかつた情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。但し、当社取締役会は、かかる判断及び決定に当たって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。なお、大規模買付者による大規模買付ルールに基づく情報の提供その他当社への通知及び連絡における使用言語は日本語に限ります。

また、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具

体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、沿革、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名、略歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、過去における法令違反行為の有無等を含みます。）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容並びに当該システムの実効性の有無及び状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、並びに、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については、弁護士による意見書を併せて提出して頂きます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の種類、金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。）並びに算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、対価が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合にはその差額の内容、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の調達状況及び資金調達先の概要（当該資金が預金である場合にはその種類別の残高、借入金その他の資金調達方法による場合には当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、提供者との間の借入契約の内容（資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容等並びに関連する具体的な取引の内容）を含みます。）

- ⑦ 大規模買付者が所有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- ⑧ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、組織再編計画、グループ再編計画、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客等その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針、その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、及び、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項については、弁護士による意見書を併せて提出して頂きます。）
- ⑬ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑭ 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及びこれらに対する対処方針

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長 60 日間、②その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間（いずれも情報提供完了通知を行った日から起算され、初日不算入とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。かかる取

締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、大規模買付行為の評価、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様に提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)アに定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（但し、延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合については、下記(f)ウをご参照下さい。

(e) 特別委員会の設置

大規模買付者に対する追加情報の提供の要求、大規模買付情報の提供が完了したか否かの判断、取締役会評価期間の延長、対抗措置の発動、発動した対抗措置の維持、株主意思確認総会の招集及び大規模買付情報の重要な変更の有無等に関する判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、対抗措置の発動については、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）が、これらに関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した組織として特別委員会を設置することとします。なお、特別委員会の概要は（別紙 3）のとおりです。

なお、特別委員会の委員には、本定時株主総会の後に最初に開催される当社取締役会において、旧対応方針の特別委員会の委員であった社外取締役 1 名及び社外監査役 1 名を改めて選任し、さらに、本定時株主総会において選任に関する議案を新たにお諮りする社外取締役候補者 1 名及び社外監査役候補者 2 名についても、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得て社外取締役及び社外監査役に選任されることを条件として、新たに特別委員会の

委員として選任する予定であります。また、特別委員会の委員として選任する予定の社外取締役 1 名及び社外監査役 1 名については、東京証券取引所及び大阪証券取引所に独立役員として届け出ており、また、社外取締役候補者 1 名及び社外監査役候補者 2 名についても、東京証券取引所及び大阪証券取引所に独立役員として届け出る予定です。なお、選任される予定の特別委員会の委員 5 名の氏名及び略歴は（別紙 4）のとおりです。

(f) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反（大規模買付者が、当社取締役会が定める合理的な期間内に、合理的な理由なくして必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます。）し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する(i)対抗措置の発動、又は、(ii)対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動又は株主意思確認総会の招集を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動又は株主意思確認総会の招集の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合においても、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる

情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意思確認総会の招集を勧告することができるものとします。

また、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。具体的には、大規模買付行為が以下の(ア)から(ケ)までのいずれかの類型に該当すると合理的な根拠をもって判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合に該当するものであると考えます。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる又は一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の

- 有無、実現可能性を含みます。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (カ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）等に代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (キ) 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、株主共同の利益を著しく毀損するものである場合
- (ケ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

なお、本②における勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手續は、上記①に準じるものとします。

③ 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や対抗措置の発動の中止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、本③における勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手續は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

ウ 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、②特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。当社取締役会が株主意思確認総会の招集を決定した場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において株主意思確認総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(d)のとおり、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(g) 大規模買付情報の変更

当社取締役会が情報提供完了通知を行った後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下、「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本対応方針に基づく手續が改めて適用されるものとします。但し、当社取締役会は、かかる判断に当たつて、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙5）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

4. 本対応方針の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

(1) 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止若しくは変更されるものとします。よって、本対応方針は、株主の皆様の意思に従い、隨時廃止又は変更させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の廃止の必要があると合理的に認められる場合には、その廃止に関する所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められ、且つ、本対応方針の本質的内容を変更しない範囲で、特別委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

(2) 本対応方針の導入に関する議案について

当社は、本対応方針の導入に関する議案を本定時株主総会に付議します。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針の導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、本対応方針に基づき、株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。但し、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、また議決権の希釈化も生じないことから、例外事由該当者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をし、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後であっても、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合があります。かかる場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手續は、次のとおりです。

① 本新株予約権の割当ての手續

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。）。

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に当社の新株予約権者となります。

② 本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり対象株式数（別紙 5 第 2 項において定義されます。以下同じとします。）に 1 円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき対象株式数の当社普通株式が発行されることになります。但し、上記のとおり、例外事由該当者は、本新株予約権を行使することができない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります。）。但し、例外事由該当者については、上記のとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切な開示を行いますので、当該開示内容をご確認下さい。

6. 本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必

要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等をも踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(1) 株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、上記3.(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び検討・交渉のための期間の確保を求めるこことによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって株主共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時且つ適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本対応方針の導入に関する議案を本定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認が得られることを条件としてその効力が発生するものとすることにより、本対応方針の導入について株主の皆様の意思を反映させます。

(4) 外部専門家等の意見の取得

上記3.(2)(b)から(d)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分か否かの判断、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容の決定、取締役会評価期間の設定、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行う場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、外部専門家等の助言を得ることとしております。また、上記3.(2)(e)記載のとおり、特別委員会が勧告を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。これにより、当社取締役会及び特別委員会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、上記 3.(2)(e)記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) 合理的な客観要件の設定

本対応方針は、上記 3.(2)(f)記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記 4.記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）、又はスローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙 1)

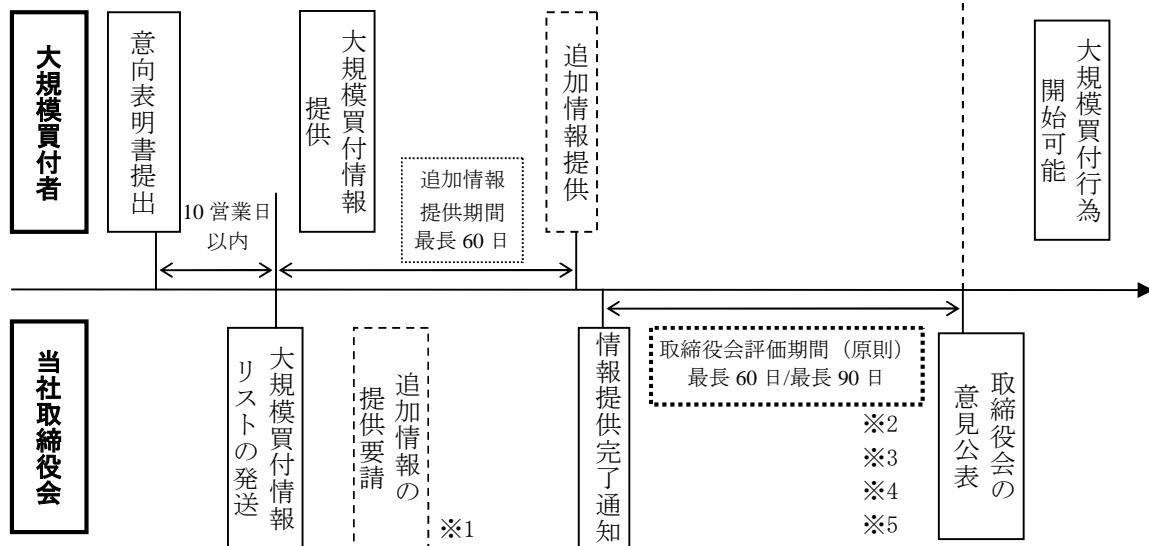
平成 25 年 3 月 31 日現在における大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 -11	13,774,000	6.58
日本マスター トラスト信託銀行株式会社 (信 託口)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	13,451,000	6.42
ノーザン ト ラスト カンパニー (エイブイ エフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CA NARY WHARF LONDO N E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目 11-1)	8,575,000	4.10
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ コーポレート銀行口 再信託受託者資産管理 サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 -12 晴海アーバンドットトリニティ クリア オフィスワード Z 棟	8,295,000	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 -11	7,507,000	3.59
日本マスター トラスト信託銀行株式会社 (退 職給付信託口・山口銀行口)	東京都港区浜松町 2 丁目 1 1 番 3 号	4,300,000	2.05
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川 2 丁目 2 7-2	3,734,000	1.78
ノーザン ト ラスト カンパニー エイブイ エフシー リ ューエス タックス エグゼ ンブリッジ ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CA NARY WHARF LONDO N E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目 11-1)	3,553,000	1.70
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE,C OLEMAN STREET LO NDON EC2P 2HD, EN GLAND (東京都中央区月島 4 丁 目 16-13)	3,357,379	1.60
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号	3,241,000	1.55

(注) 出資比率は自己株式 (5,493,184 株) を控除して計算しております。

本対応方針の手続の流れ

【大規模買付ルール】



※1：当社取締役会は、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する意見形成、若しくは代替案立案を行い、株主の皆様に対して適切に提示すること、又は特別委員会が一定の勧告を行うことが困難であると必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、大規模買付者から追加の情報の提供を受けるための合理的な期間として追加情報提供期間（大規模買付情報リストを発送した日から 60 日以内（初日不算入））を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を隨時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、この場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、合理的な理由なく追加情報の提供を要求しないものとします。

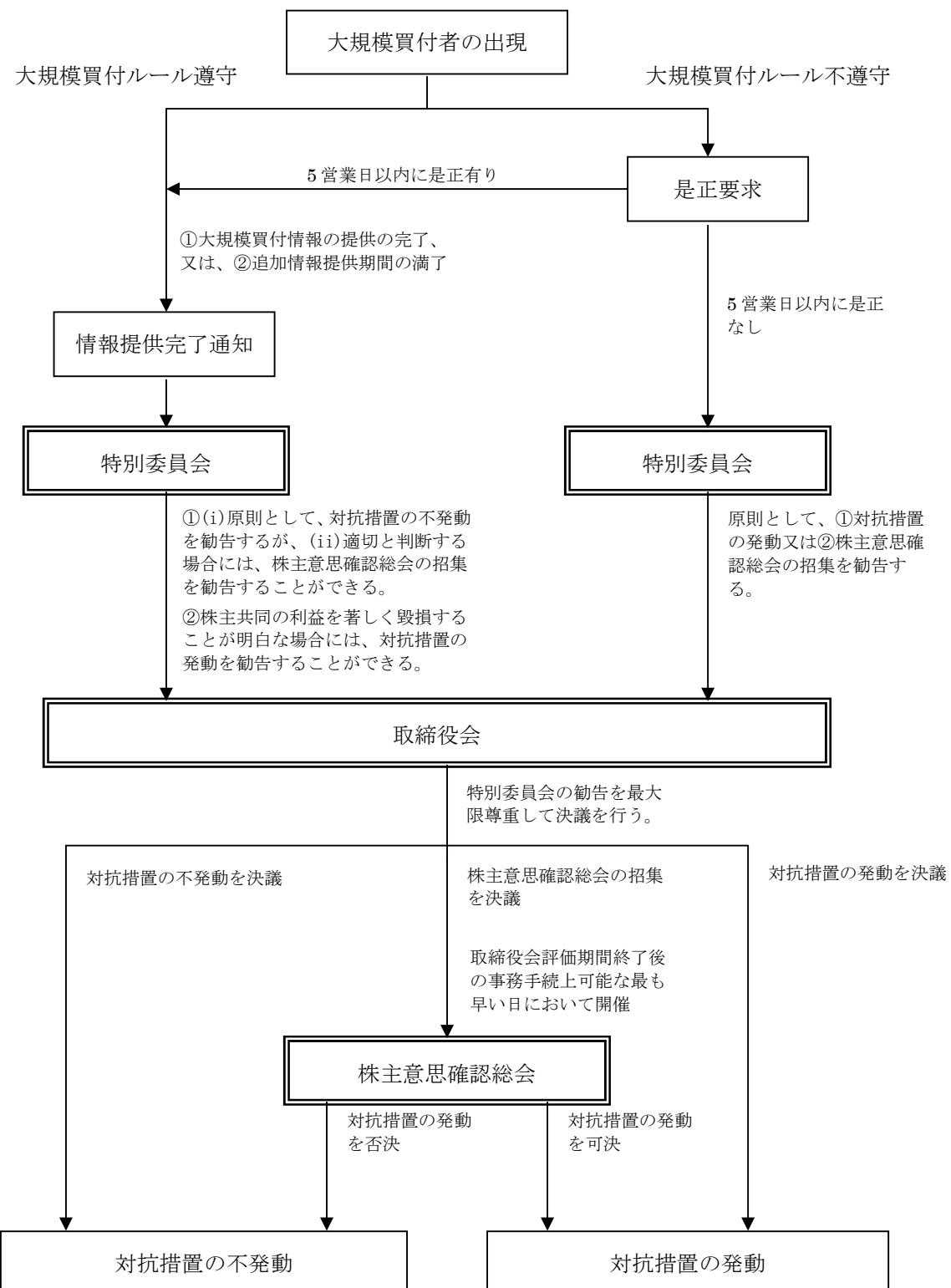
※2：①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長 60 日間、②その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間（いずれも情報提供完了通知を行った日から起算され、初日不算入）。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（但し、延長は一度に限るものとします。）。

※3：特別委員会は当社取締役会に対し、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集等の勧告を行います。

※4：当社取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

※5：特別委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、当該株主意思確認総会を招集することができます。

【対抗措置発動に関する概要】



特別委員会の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置されます。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者（但し、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士又は学識経験者に限ります。）の中から当社取締役会が選任するものとします。
- ・ 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとします。
- ・ 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるるものとします。かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、出席者の過半数をもってこれを行います。

以 上

特別委員会委員の氏名及び略歴

山本 貞一（昭和 13 年 2 月 16 日生）

昭和 36	年 4 月	通商産業省入省
平成 元	年 6 月	同省商務流通審議官
平成 2	年 6 月	科学技術庁原子力局長
平成 3	年 6 月	資源エネルギー庁長官
平成 4	年 6 月	同退官
平成 4	年 7 月	日本開発銀行理事
平成 7	年 6 月	川崎製鉄（株）常務取締役
平成 10	年 6 月	同社取締役副社長
平成 13	年 6 月	川鉄鉱業（株）取締役社長
平成 16	年 4 月	同社取締役相談役
平成 16	年 12 月	（財）電源地域振興センター理事長
平成 21	年 6 月	当社社外取締役

相澤益男（昭和 17 年 8 月 31 日生）

昭和 61	年 4 月	東京工業大学工学部教授
平成 6	年 4 月	東京工業大学生命理工学部長
平成 12	年 4 月	東京工業大学副学長
平成 13	年 10 月	東京工業大学学長
平成 19	年 1 月	内閣府総合科学技術会議常勤議員
平成 19	年 10 月	東京工業大学名誉教授
平成 25	年 1 月	科学技術振興機構顧問

井出 義男（昭和 22 年 11 月 14 日生）

昭和 45	年 4 月	日清紡績（株）入社
平成 11	年 1 月	同社館林工場副工場長
平成 14	年 6 月	同社館林工場長
平成 15	年 7 月	同社ブレーキ事業本部副本部長 ブレーキ事業本部 摩擦材開発部長 千葉工場摩擦材部長
平成 16	年 1 月	同社理事
平成 16	年 6 月	同社取締役
平成 18	年 6 月	同社上席執行役員
平成 21	年 4 月	日清紡ホールディングス（株）上席執行役員社長付
平成 21	年 6 月	同社常勤監査役
平成 23	年 6 月	当社社外監査役

中村 節男（昭和 25 年 2 月 3 日生）

昭和 47	年 4 月	小野田セメント（株）入社
平成 16	年 4 月	太平洋セメント（株）経営企画部長
平成 18	年 4 月	同社執行役員経営企画部長
平成 20	年 4 月	同社常務執行役員・不動産カンパニープレジデント
平成 20	年 6 月	同社取締役常務執行役員・不動産カンパニープレジデント
平成 21	年 5 月	同社取締役常務執行役員
平成 21	年 6 月	日本コンクリート工業（株）社外監査役
平成 22	年 6 月	太平洋セメント（株）常勤監査役

岡田 照美（昭和 27 年 8 月 14 日生）

昭和 50	年 4 月	協和発酵工業（株）入社
平成 19	年 4 月	同社山口事業所長
平成 20	年 10 月	協和発酵バイオ（株）取締役
平成 21	年 4 月	第一ファインケミカル（株）常勤顧問
平成 21	年 6 月	同社代表取締役社長
平成 25	年 3 月	同社顧問

(別紙 5)

本新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

当社取締役会において別途定める基準日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主に対して、割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として当社取締役会が別途定める数の本新株予約権の無償割当てをする。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的是金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式 1 株当たりの価額は金 1 円とする。

5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得るものとする。）。

7. 当社による本新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をしたことその他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得し、これと引替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあり得るものとする。

8. 本新株予約権の無償取得事由（対抗措置の発動の中止事由）

以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 当社の株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 当社の株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役候補者全員が当社取締役として選任された場合
- (c) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (d) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上